

## 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさみどりの会（以下「法人」という。）の定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長には、報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員については、その地位のみに基づいては報酬を支給しないが、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- (3) 評議員については、その地位のみに基づいては報酬を支給しないが、定款第9条に定める金額の範囲内において、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- (4) 役員及び評議員には、賞与、退職手当及び通勤手当を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 理事長の報酬額は、年間総額 750,000 円 を上限とする。

2 理事長以外の役員の報酬額は、職務執行時に1人、1日あたり 35,000 円 を上限とし、1人あたり年間総額 150,000 円 を上限とする。

3 監事の報酬は、第1項の金額を上限とし、監事の協議により決定し支払うものとする。

(報酬の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、別表1に定める額
- (2) 理事長以外の役員の報酬については、別表2に定める額
- (3) 評議員については、別表3に定める額

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別紙4の通り費用を弁償することができる。

(報酬及び費用の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬及び費用（以下、「報酬等」という）の支給時期については、毎月25日とする。

ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

- 2 理事長以外の役員及び評議員に対する報酬等の支給時期については、職務執行の翌月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第1号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月9日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 理事長の報酬

月額 50,000 円

研修又は講演講師 1日につき 35,000 円を上限

別表2 理事長以外の役員の報酬

研修又は講演講師 1日につき 35,000 円を上限

監事監査 1日につき 6,000 円を上限

別表3 評議員の報酬

研修又は講演講師 1日につき 35,000 円を上限

別表4 費用弁償

研修会及び他の施設等への視察業務

その他理事長が必要と認めた法人運営及び施設運営に関する業務